

## 多久市社会福祉協議会訪問介護事業所

### 重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
(佐賀県指定 第4170400024号)

当事業所はご契約者に対して指定訪問介護サービスを提供いたします。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※ 当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスは利用可能です。

#### ◆◆目次◆◆

- 1 事業者
- 2 事業所の概要
- 3 職員の体制
- 4 当事業所が提供するサービスと利用料金
- 5 サービスの利用に関する留意事項
- 6 利用者及び家族等の禁止行為
- 7 事故発生時の対応について
- 8 第三者評価について
- 9 苦情相談の受付について
- 10 緊急時における対応方法
- 11 サービス実施の記録について
- 12 本説明書の相互確認

## 1 事業者

名 称	社会福祉法人 多久市社会福祉協議会
所 在 地	佐賀県多久市北多久町大字小侍 45 番地の 31
電 話 番 号	0952-75-3593
代 表 者 氏 名	会長 藤 田 和 彦
設 立 年 月 日	昭和 43 年 10 月 22 日

## 2 事業所の概要

事 業 所 の 種 類	指定訪問介護事業所 平成 12 年 4 月 1 日指定 佐賀県指定 第 4170400024 号 介護予防指定訪問介護事業所 平成 18 年 4 月 1 日指定 佐賀県指定 第 4170400024 号
事 業 の 目 的	指定訪問介護は、介護保険法令に従いご契約者（利用者）が居宅においてその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活が営むことができるよう支援することを目的としてサービスを提供します
事 業 所 の 名 称	社会福祉法人 多久市社会福祉協議会
事 業 所 の 所 在 地	佐賀県多久市北多久町大字小侍 45 番地の 31
電 話 番 号	0952-75-3593
管 理 者 氏 名	多久市社会福祉協議会 古 賀 祐 子
事 業 所 の 運 営 方 針	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 多久市社会福祉協議会の訪問介護員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう入浴・排泄・食事の介助その他の生活全般にわたる援助を行います。</li> <li>• 事業の実施にあたっては地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします</li> </ul>
開 設 年 月 日	平成 12 年 4 月 1 日
事 業 の 実 施 地 域	多久市全域 (ただし、事業所が必要と認め、訪問従事可能な場合はこの限りではありません)
営 業 日 及 び 営 業 時 間	月曜日から金曜日までとする。(12月29日～1月3日を除く。) 午前 8 時 30 分～午後 17 時 15 分まで (ただし、事業所が必要と認め、訪問従事可能な場合はこの限りではありません)

### 3 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定訪問介護サービスを提供する職員として、以下の職員を配置しています。

《主な職員の配置状況》 ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

令和 6 年 6 月 1 日現在

職 種	常 勤	非常勤	指定基準
1 管理者	1 名	—	1 名
2 サービス提供責任者	1 名	1 名	2 名
3 訪問介護従事者	1 名	9 名	2.5 名
介護福祉士	1 名	5 名	
訪問介護養成研修 1 級課程修了者	名	0 名	
訪問介護養成研修 2 級課程修了者	名	4 名	
同行援護・外出介護研修修了者 (視覚障害者・全身性障害)	1 名	3 名	

### 4 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所ではご契約者に対して訪問しサービスを提供します。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス (契約書第3条)

身体介護	身体介護	トイレ誘導、ポータブル介助、おむつ交換等を行います
	食事介助	食事介助・見守り・水分補給・摂取量確認等を行います
	入浴介助	入浴・洗髪・洗面・口腔ケア・清拭・更衣介助等を行います
	移動介助	体位変換・移乗・移動・通院・外出介助などを行います
	起床、就寝	起床介助・就寝介助を行います
	服薬	服薬の声掛けをします
	共に行う行為	意欲・関心の引き出し・家事や買い物をともに行います
	その他	その他必要な身体介護を行います
生活援助	清 掃	居室・寝室・台所・トイレ・Pトイレ・浴室の掃除を行います
	洗 濯	洗濯・もの干し・取り入れと収納・アイロンかけを行います
	寝具の手入れ	シーツカバー交換・ベッドメーカーキング・布団干しなどを行います
	衣 類	衣類の整理・被服の補修を行います
	調理配下膳	一般的な調理・配下膳・後片付けを行います
	買い物	日常品の買い物・薬の受け取りを行います

《利用料金》それぞれのサービスについて、料金は次のとおりです。

訪問介護

サービス 内容略称	算定項目	利用料	自己負担額 (1割)	自己負担額 (2割)
身体 介 護	身体介護1	20分以上30分未満	2680円	268円 536円
	身体介護2	30分以上1時間未満	4260円	426円 852円
生 活 援 助	生活援助2	20分以上45分未満	1970円	197円 394円
	生活援助3	45分以上	2420円	242円 484円
身 体 + 生 活	身体1生活1	身体介護30分に引き続き生活援助20分から45分未満	3400円	340円 680円
	身体1生活2	身体介護30分に引き続き生活援助45分以上70分未満	4110円	411円 822円
	身体2生活1	身体介護30分以上60分未満に引き続き生活援助20分から45分未満	4970円	497円 994円
	身体2生活2	身体介護30分以上60分未満に引き続き生活援助45分以上70分未満	5690円	569円 1138円
緊急時訪問 介護加算	利用者や家族の要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネジャーと連携を図り、ケアマネジャーが必要と認めたときにサービス提供責任者または、その他の訪問介護員が居宅サービス計画にはない訪問介護（身体介護）を行った場合1回につき100単位加算			200円
初回加算	新規に訪問介護計画を作成した利用者に対し、サービス提供責任者が初回に訪問または同行訪問を実施した場合 初回月200単位加算			400円

※ 上記料金は1回あたりの料金です。

※ 上記サービスの利用料金は実際にサービスに要した時間ではなく、訪問介護計画書に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて介護給付体系により計算されます。

※ 『介護保険負担割合証』に基づき、自己負担が決定します。割合証変更の際は遅延なくお知らせをお願いします。

※ 特定事業所加算として基本単位数に10%を乗じた額を加算します。

※ 介護職員の処遇改善に資するため、基本サービス費に各種加算を加えた総単位数に24.5%を乗じた額を加算します。

- \* 平常の時間帯(午前8時から午後6時まで)以外での時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。
  - ・ 夜間(午後6時から午後10時まで) : 25%
  - ・ 早朝(午前6時から午前8時まで) : 25%
  - ・ 深夜(午後10時から午前6時まで) : 50%
- \* 2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合には、ご契約者の同意の上で、通常の2倍の料金をいただきます。  
例：体重が重い方に対する入浴介助などの重介護サービスを行う場合等

<訪問介護のサービス利用料金加算について>

- \* サービス提供責任者が 指定訪問リハビリテーションまたは、指定通所リハビリテーションの理学療法士等と同行するなどし、共同して行ったアセスメント結果に基づき訪問介護計画を作成し、計画に基づくサービスを提供した場合、当該計画に基づく初回の当該指定訪問介護が行われた日から3か月間算定します。

生活機能向上連携加算（Ⅰ）	100 単位／月
---------------	----------

- \* 介護保険の改正により当事業所では特定事業所加算Ⅱおよび介護職員処遇改善加算Ⅰを算定します

特定事業所加算（Ⅱ）	所定単位数の 10.0%
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の 24.5%

- ・ ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合にはサービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援または要介護認定を受けた後、自己負担を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。
- ・ 介護保険の給付額に変更があった場合、変更された額にあわせてご契約者の負担を変更します。

#### 《利用料金のお支払方法》

前記の料金・費用は1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので翌月25日までに以下のいずれかの方法でお支払ください

- ア. 窓口での現金払い
- イ. 金融機関口座からの自動引き落とし
  - ◆ご利用できる金融機関：郵便局・JA佐賀
  - \*25日に引き落とし確認されなかった場合は翌月初めに再度引き落とされます

#### 《利用の中止、変更、追加》

- 利用予定日の前に、ご契約者の都合により訪問介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。  
この場合にはサービスの実施日の前日午後5時までに事業者申し出て下さい。
- 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただくことになります。但し、ご契約者の体調不良等正当な理由がある場合はこの限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無 料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日ケアプランにもとづくサービス総費用の20%

- サービス利用の変更、追加の申し出に対して、訪問介護員の稼働状況によりご契約者の希望する期間にサービスの提供が出来ない場合他の利用可能日時をご契約者に提供して協議します。

## 5 サービスの利用に関する留意事項

- (1) サービス提供を行う訪問介護サービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。
- (2) 訪問介護員の交替
  - ① ご契約者からの交替の申し出  
選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることが出来ます。但し、ご契約者からの特定の訪問介護員の指名は出来ません。
  - ② 事業者からの訪問介護員の交替  
事業者の都合により、訪問介護員を交替することがあります。  
訪問介護員を交替する場合はご契約者及びその家族に対してサービス利用上不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

### (3) サービス実施時の留意事項

#### ① 定められた業務以外の禁止

ご契約者は『4. 当事業所が提供するサービスと利用料金』で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することは出来ません。

#### ② 訪問介護サービスの実施に関する指示・命令

訪問介護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業所が行います。但し、事業者は訪問介護サービスの実施にあつたて利用者の事情・意向に十分に配慮するものとします。

#### ③ 備品などの使用

訪問介護サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。また、訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます

### (4) サービス内容の変更

サービス利用日に、ご契約者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施が出来ない場合にはサービス内容の変更を行います。その場合は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料をご請求します。

### (5) 従業者の禁止行為

従業者はご契約者に対する訪問介護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- ①医療行為又は医療補助行為
- ②ご契約者もしくはその家族からの高価な物品などの授受
- ③ご契約者の家族に対する訪問介護サービスの提供
- ④飲酒及びご契約者もしくはその家族の同意なしに行う喫煙
- ⑤ご契約者もしくはその家族に対して行う宗教活動・政治活動・営利活動
- ⑥その他ご契約者もしくはその家族に行う迷惑行為
- ⑦ご契約者もしくはその家族の金銭・預金通帳・証書・書類等の預かり

## 6 利用者及び家族等の禁止行為

利用者及びその家族等は、ホームヘルパーに対する次の行為は許されません。下記の行為が確認された場合、サービスの中止、契約の解除を行う場合があります。

- ① セクシャルハラスメント、飲酒の強要、暴力行為、その他迷惑行為
- ② 心身及び財物の損傷、又は損壊すること

※利用者が酒酔い状態の場合はサービスの提供を行いません。

## 7 事故発生時の対応について

### (1) 事故発生時の対応

事故が発生した場合は利用者に対し応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じるとともに速やかに家族等関係機関等に事故発生状況、及び今後の対応等について報告します。

### (2) 虐待の防止

事業所は虐待の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じます。

- ① 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行う事が出来るものとする)を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- ② 事業所において従業者に対し虐待防止のための研修を定期的実施します。
- ③ 虐待の防止に関する責任者を設置します。
- ④ 成年後見制度の利用を支援します。
- ⑤ 苦情解決体制を整備します。

### (3) 暴力団による不当な行為の防止等について

指定訪問介護事業所を運営する法人の役員、管理者及びその他従業者は暴力団員ではありません。また、指定訪問介護事業所の運営について暴力団の支配を受けません。

### (4) 身体拘束の禁止

- ① 事業者はサービスの提供に当たっては利用者又はその関係者の生命を保護するためやむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束」という)を行いません。
- ② 事業者はやむを得ず身体拘束等を行う場合はその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。
- ③ 事業者は身体拘束の適正化を図るため次に掲げる措置を講じます。
  - ア.身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者へ周知します。
  - イ.身体拘束等の適正化のための指針を整備します。
  - ウ.従業者に対し身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施します。

### (5) 感染症対策について

事業所は事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとします。

- ① 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者へ周知徹底を図ります。
- ② 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
- ③ 事業所において従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するようにつとめます。

## (6) 業務継続に向けた取り組みについて

- ① 事業者は感染症や非常災害の発生時において利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- ② 事業者は従業者に対し業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的に行います。
- ③ 事業者は従業者に対し業務継続計画の見直しを行い必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 6 第三者評価について

当事業所は第三者によるサービスについての評価を実施しておりません。

## 7 苦情相談の受付について

(1) 当事業所における苦情の受け付け及びサービス利用等のご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

♣苦情相談受付担当	在宅福祉課長
♣受付時間	毎週月曜日～金曜日 8:30～17:00
♣電話番号	0952-75-3593

(2) 行政機関その他苦情受付機関

♣佐賀県国民健康保険団体連合会 佐賀県佐賀市呉服元町 7-28 (介護保険課) TEL (0952) 26-1477
♣佐賀中部広域連合 事務局 佐賀県佐賀市白山二丁目1番12号 (佐賀商工ビル5階) (代表) TEL (0952) 40-1111

## 8 緊急時における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかにご契約者様の主治医、救急隊、緊急連絡先（ご家族様等）、ケアマネジャー等へ連絡します。

当事業所の営業日及び営業時間内の対応となります。

営業日及び営業時間 月曜～金曜日 8:30～17:15  
電話 0952-75-3593

※土曜日・日曜日・祝日及び営業時間以外の時間帯は、

電話：080-2783-7586（古賀）または、090-5291-3376（本村）にて連絡を受け付けいたします。

## 9 サービス実施の記録について

(1) 本事業所では、サービス提供ごとに実施日および実施したサービス内容などを記録し利用者にその内容のご確認をいただきます。内容に間違いやご意見があればいつでもお申し出ください。なお、居宅介護計画及びサービス提供ごとの記録は、サービス提供日より5年間保存します。

(2) 利用者の記録や情報の管理、開示について

本事業所では、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。

## 10 本説明書の相互確認

本書の内容については、巻末の署名欄にて利用者及び利用者の家族と当事業所において双方了解したことを確認します。